

時効の完成猶予と時効の更新

	時効の完成猶予			時効の更新	
	完成猶予事由	法文	期間	更新事由	法文
裁判上の請求等	裁判上の請求	147条1項1号	① 事由が終了するまでの間 ② 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなく事由が終了した場合にあっては、終了の時から6か月を経過するまでの間(147条1項柱書)	確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たに進行を始める。	147条2項
	支払督促	147条1項2号			
	訴え提起前の和解(民訴法275条1項)	147条1項3号			
	民事調停法・家事事件手続法による調停	147条1項3号			
	破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加	147条1項4号			
強制執行等	強制執行	148条1項1号	① 事由が終了するまでの間 ② 申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによって事由が終了した場合にあっては、終了の時から6か月を経過するまでの間(148条1項柱書)	① 原則 時効は、事由が終了した時から新たに進行を始める。 ② 例外 申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによって事由が終了した場合→この場合は更新事由に当たらない。	148条2項
	担保権の実行	148条1項2号			
	形式的競売(民執法195条)	148条1項3号			
	財産開示手続(民執法196条)、第三者からの情報取得手続(民執法204条)	148条1項4号			
仮差押え等	仮差押え	149条1号	事由が終了した時から6か月を経過するまでの間(149条柱書)	/	/
	仮処分	149条2号			

時効の完成猶予と時効の更新

	時効の完成猶予			時効の更新	
	完成猶予事由	法文	期間	更新事由	法文
催告		150条1項	催告の時から6か月を経過するまでの間		
協議を行う旨の書面(電磁的記録を含む。)合意		151条	下記①～③のいずれか早い時まで ① 合意があった時から1年を経過した時 ② 合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、期間を経過した時 ③ 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、通知の時から6か月を経過した時(151条1項)		
承認				時効は、権利の承認の時から新たに進行を始める。	152条1項
時効の期間の満了前6か月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないとき		158条1項	未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間		

時効の完成猶予と時効の更新

	時効の完成猶予			時効の更新	
	完成猶予事由	法文	期間	更新事由	法文
未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するとき	158条2項	未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間			
夫婦の一方が他の一方に対して有する権利	159条	婚姻の解消の時から6か月を経過するまでの間			
相続財産	160条	相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から6か月を経過するまでの間			
時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事象のため147条1項各号又は148条1項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないとき	161条	障害が消滅した時から3か月を経過するまでの間			